

庁名 福井家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～) ※1、2欄外注記も参照

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関する審判	後見開始	2	1				10		2		2		2590円	－	※3欄外注記も参照	
	保佐開始	4	1				10		2		2		3590円	－	※3欄外注記も参照	
	補助開始	4	1				10		2		2		3590円	－	※3欄外注記も参照	
	任意後見監督人選任	2	1				10		2		2		2590円	－	※3欄外注記も参照	
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	2	1				10		2		2		2590円	－	※3欄外注記も参照	
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	2	1				10		2		2		2590円	－	※3欄外注記も参照	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	4	1				10		2		2		3590円	－	※3欄外注記も参照	
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可						1						110円	－		
	特別代理人選任(被後見人のための)						5						550円	－		
	臨時保佐人選任						5						550円	－		
	臨時補助人選任						5						550円	－		
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与						1						110円	－		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託	2					4						1440円	－		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託取消し・変更	2					4						1440円	－		
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1						110円	－		
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任	2					15					10	2750円	－	※3欄外注記も参照	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可						1						110円	－		
	失踪宣告	2					15					10		－	※3欄外注記も参照	
	失踪宣告取消し	3					15				5	5	3300円	－	※3欄外注記も参照	
親子に関する審判	未成年後見人選任	2	1				10		2		2		2590円	－	※3欄外注記も参照	
	未成年後見監督人選任	2					10						2100円	－		
	子の氏の変更許可						1						110円	－		
	養子縁組許可						10						1100円	－		
	死後離縁許可	2					7					10	1870円	－		
	児童相談所長申立てによる特別養子適格の確認	8	2				20				10	10	7200円	－		
	特別養子適格の確認	8	2				20				10	10	7200円	－	※3欄外注記も参照	
	特別養子縁組の成立	4	2				20				10	10	5200円	－	※3欄外注記も参照	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)						10						1100円	－		
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	4					10				5	5	3250円	－			
相続に関する審判	相続の放棄の申述						2						220円	－		
	相続の限定承認の申述						2						220円	－	申立人が1名増すごとに110円2枚追加	
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						2						220円	－		
	相続財産清算人の選任						10						1100円	－		
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					10					10	3200円	－		
	遺言書の検認						2						220円	－	相続人が1名増すごとに110円1枚追加	
	遺言執行者の選任						5						550円	－		
	遺留分放棄の許可						5						550円	－		
	遺留分の算定に係る合意の許可	2	1				8					10	2330円	－		
保護者選任に関する審判	保護者選任						5						550円	－		
	保護者の順位の変更及び選任	2					10					20	2300円	－		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2					5						1550円	－		
	氏の振り仮名の変更許可	2					5						1550円	－		
	名の変更許可	2					5						1550円	－		
	名の振り仮名の変更許可	2					5						1550円	－		
	戸籍訂正許可	2					5						1550円	－		
	性別の取扱いの変更	2	1				8					10	2330円	－	※3欄外注記も参照	
	就籍許可	2	1				8					10	2330円	－		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	2					4				5	6	1600円	－		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
調停事件	調停事件（遺産分割以外）						4	2			5	6	800円	－	※3欄外注記も参照
	調停事件（遺産分割）						4	4	4		4	4	1160円	－	当事者が1名増すごとに左記内訳を1組追加 ※3欄外注記も参照
人事訴訟		8					8	6	6		10	10	6080円	6000円	
その他手続	間接強制	4					10	2	2			15	3550円	－	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者1名増すごとに（共通の代理人がある場合を除く。）2600円を追加（内訳）500円4枚 110円4枚 20円5枚 10円6枚
	即時抗告	6					10		2		5	13	4430円	4000円	
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	6					12		5		10	10	4870円	－	
	認知、親子関係（不）存在確認、嫡出否認	4					5	5			10	10	3350円	－	

※1 郵便料は、郵便切手、または予納金で納付することができます。予納金納付の場合は、申立書（訴状）等提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、福井地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法（振込みの際に手数料がかかります）で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

※2 事件の進行次第では、更に郵便切手（予納金）が必要となる場合があります。

※3 一部の申立てでは、予納金納付の場合でも他に郵便切手を納付していただく必要があります。